

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月24日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社BCJ-98

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階

【電話番号】 03-6212-7070

【事務連絡者氏名】 代表取締役 杉本 勇次

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社BCJ-98
(東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注10) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注11) Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年5月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年5月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年6月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年6月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年6月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年5月13日付公開買付開始公告(2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年5月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年5月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年6月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年6月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年6月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、対象者が、2025年6月24日付で、事業年度第116期(自2024年4月1日至2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

半期報告書

臨時報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度第114期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

2023年6月26日 関東財務局長に提出

事業年度第115期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

2024年6月27日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度第115期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

2024年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度第116期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

2025年6月24日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

(訂正前)

事業年度第116期中(自2024年4月1日至2024年9月30日)

2024年11月14日 関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

【臨時報告書】

(訂正前)

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年2月28日関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

6 【その他】

(訂正前)

(1) 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年5月12日付で「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

(単位：百万円)

会計期間	2025年3月期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	190,806
営業利益	9,638
経常利益	10,446
親会社株主に帰属する当期純利益	10,854

1株当たりの状況(連結)

(単位：円)

会計期間	2025年3月期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益	726.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—
1株当たり配当金	200

(訂正後)

該当事項はありません。

公開買付届出書の添付書類

(1) 対象者有価証券報告書の提出

対象者が2025年6月24日付で、事業年度第116期(自2024年4月1日至2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面として、本書に添付いたします。